

偽造・盗難キャッシュカード対策

偽造された、あるいは盗難に遭われたキャッシュカードで、不正にATMから預金が引き出される被害が多く、銀行で発生したことにより、平成18年2月に「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」が施行されました。

当行では偽造・盗難キャッシュカード対策として、一日当たりの支払限度額を100万円以内とさせていただくとともに、お客さまが直接ATMにより暗証番号や一日当たりの支払限度額の減額変更等が出来るようにいたしました。

また、法律で定められた被害補償についても直ちに対応できる体制を構築し、万一被害に遭われた場合も適切に対応できるようにしています。

今後も、お客さまに当行のキャッシュカードを安心してお使いいただけるよう努めてまいります。

個人情報保護法への取組み

個人のプライバシーの侵害や名誉棄損、さらには個人の情報を悪用した犯罪が生じる危険性が増大してきている昨今、当行は個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」（「個人情報保護法」）を始め、すべての法令、金融庁ガイドラインおよび業界団体の自主ルール等を遵守し、お客さまの個人情報を保護することを宣言しました。

具体的には、当行が業務上使用するお客さまの個人情報について適正かつ厳格に取扱うため、基本方針として個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定し、ポスターを全店に掲示徹底しています。同時に、お客さま説明用としてチラシを全店の窓口に着置き、お客さまからのお問い合わせに対応しています。また、当行ホームページ上でも公表しています。

さらに、個人情報保護規則を制定し、個人データの取扱状況の点検及び監査を定期的に行うこととしており、個人情報漏洩防止に向け、行員の行動の指導・教育なども併せて行うなど、全役職員一丸となって取り組んでいます。

なお、当行の個人情報の取扱い及び安全管理措置に関するご質問、ご意見については、下記にお問い合わせください。

個人情報の取扱いおよび 安全管理措置に関する相談窓口

熊本ファミリー銀行 お客様相談室

〒862-8601 熊本県熊本市水前寺6丁目29-20

 **0120-548-775** 受付時間
平日午前9時～午後5時

Eメール: gyoukan@kf-bank.jp

